

区役所と区民事務所の

臨時開庁窓口

転入・転出・転居などの手続きができます！

3月23日(日)・30日(日)午前9時～午後4時

当日窓口は大変混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。
他自治体に確認が必要なものなどは受け付けできません。

3						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

3月は転居などで住所の異動が多くなり、区役所の窓口も混雑します。また、平日は忙しくて手続きができない方もいます。そのため区では、区役所と区民事務所の一部の窓口を日曜日に臨時開庁します。

区役所の窓口と取扱業務 葛飾区役所 (立石5-13-1)

戸籍住民課(区役所2階217番)

- 婚姻・出生・死亡など戸籍の届出
- 住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍に関する証明書の発行
- 特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書、納税証明書の発行
- 転入・転出・転居などの住民異動届、印鑑登録の申請
- 住所変更に伴う国民健康保険証の交付、小・中学校の転入学手続、子ども医療証の交付
- ※住民基本台帳カードの当日交付は行いません。

国保年金課(区役所3階315番)

- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付、口座振替申し込み
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格取得・喪失・変更届
- 国民健康保険被保険者証(短期証)と資格証明書の再発行
- 国民年金の被保険者資格取得・喪失・変更届
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請

子育て支援課(区役所4階401番)

- 児童手当、乳幼児・子ども医療証の申請・変更・交付
- 児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療証、特別児童扶養手当の申請・変更

毎月第4日曜日と
毎週水曜日夜間の
窓口もご利用ください

毎月第4日曜日開庁
▶区役所
午前9時～正午

毎週水曜日夜間延長
窓口(祝日を除く)
▶区役所
午後7時30分まで
▶区民事務所
午後7時まで

区民事務所では取り扱っていない手続きもあります。詳しくはお問い合わせいただくか、区ホームページをご覧ください。

区民事務所の窓口と取扱業務

金町区民事務所

東金町1-22-1
☎3607-0012

亀有区民事務所

亀有3-26-1リリオ館7階
☎3601-6791

新小岩北区民事務所

東新小岩6-21-1
☎3694-2711

上記以外の区民事務所・サービスコーナーは開庁しません。

- 出生・死亡の戸籍の届出
- 住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍に関する証明書の発行
- 特別区民税・都民税の課税(非課税)証明書、納税証明書の発行
- 特別区民税・都民税・軽自動車税の納付
- 軽自動車税納税証明書の発行
- 転入・転出・転居などの住民異動届、印鑑登録の申請
- 住所変更に伴う国民健康保険証の交付、小・中学校の転入学手続

- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付、口座振替申し込み
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格取得・喪失・変更届
- 国民年金の被保険者資格取得・喪失・変更届
- 児童手当、乳幼児・子ども医療証の届出
- 妊娠届、母子健康手帳の交付
- 犬の登録・注射済票の発行
- 自動車臨時運行許可
- ※住民基本台帳カードの当日交付は行いません。

区役所の
手続きなど
わからないことは

はなしょうぶコール

☎6758-2222

年中無休
午前8時～午後8時

